



～水産物輸出拡大に向けて～

日本産水産物・水産加工品の輸出をめざす企業様の海外での商談を支援します！

水産物・水産加工品輸出拡大協議会は、『水産物生産・加工事業者と国内商社等との輸出商談会』への参加企業等が海外で商談を実施するのに必要な経費を支援します。

1. 補助の対象者は、以下のとおり。
    - 『水産物生産・加工事業者と国内商社等との輸出商談会』(※1)に参加した事業者
    - 「輸出促進機器整備事業」(※2)の事業実施者
    - 個別に海外で日本産水産物の輸出商談を行い、輸出拡大に貢献するものとして水産物・水産加工品輸出拡大協議会が認めた者（新規開拓ではない継続商談等は対象外です。）
  2. 補助の対象費目及び助成額
    - 以下の費目について1/2を助成（助成額の上限は30万円）(※3)
    - 商談のための航空運賃（ノーマルエコノミー以下）
    - 国内及び現地交通費（原則として公共交通機関のみ）
    - 宿泊費（スタンダードルーム以下）
    - 食材費等について実費（自社製品使用の場合は単価表等で確認できる場合のみ）
    - 商談会参加費（自ら開催する場合は会場費、ジェトロ主催商談会の参加費は助成対象外）

※水産物輸出商談以外の目的での行程は助成対象とはなりません。
  3. 助成金請求期限：商談会参加後1ヶ月以内。
  4. 対象となる期間：2017年4月～2018年3月。ただし予算が無くなり次第終了。
  5. 対象となる国・エリア：特に制限はなし。
  6. 申請方法：所定の商談計画書を本協議会事務局へ提出
  7. 商談実施後、商談件数、成約（見込）金額等のレポートを本協議会事務局へ提出。（様式不問）
  8. 助成金の請求：所定の請求書に押印し、証憑書類とともに本協議会事務局へ提出。
- ※1 当協議会とジェトロとの共催で実施する国内商談会  
※2 当協議会が平成27年度～29年度に実施する補助事業  
※3 補助対象は1社1名まで。（同じ商談を複数社で行う場合は複数助成も可。）  
出張期間は出発日を含めて最長10日間（ただし助成対象の商談日程のみ）。  
※4 助成金請求にあたっては、請求書記載の注意事項を十分ご確認の上ご請求下さい。

● 問い合わせ先：水産物・水産加工品輸出拡大協議会事務局（一般社団法人大日本水産会内）

住所 107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル8F

Tel：03-3585-3585 今野、光富、飯島

E-Mail：（今野）konno@suisankai.or.jp（光富）mitsutomi@suisankai.or.jp

● ジェトロ問い合わせ先：農林水産・食品事業推進課（担当：米田）、水産品支援課（担当：湊田）

Tel：03-3582-8356

E-mail：[afb-shousha@jetro.go.jp](mailto:afb-shousha@jetro.go.jp)